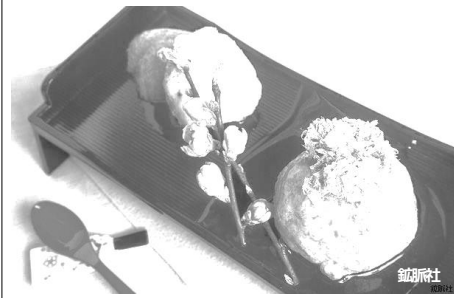


## 高齢者ソフト食講演会を開催します！！

3 月 19 日 (木) 午後 7 時より、新富町文化会館イベントホールで「高齢者ソフト食講演会」を開催します。

高齢者ソフト食とは、本町出身の黒田留美子先生が考案された新しい食形態です。見た目が美しく、しっかりと形がありながらも食べやすい料理なので、介護食が必要な方だけでなく、どの年代の方にもおいしく食べられる食事となっています。講演会に参加を希望される方は、ぜひご連絡ください。

※問合せ先 **いきいき健康課** 0983-33-6059



掲載写真  
「いつもの材料でつくるソフト食-高齢者メニュー50」(飯加社刊)  
「黒田留美子式高齢者ソフト食標準テキスト上巻/下巻」(リベルタス・クレオ刊)

## 選挙

### 「宮崎県議会議員選挙」及び「新富町議会議員選挙」日程

◆問合せ **選挙管理委員会**

担当: 関屋博之 <sup>せきや ひろゆき</sup> ☎33-6002

「4 月 12 日」及び「4 月 26 日」は選挙の投票日です！

#### 【宮崎県議会議員選挙】

○投票日：4 月 12 日 (日) ○投票時間：午前 7 時～午後 6 時 ○投票所：入場券に記載してある各投票所  
投票日に仕事や旅行等で投票できない人は、期日前投票により投票ができます。

○期日前投票所・不在者投票所：新富町保健相談センター

○投票期間：4 月 4 日 (土)～4 月 11 日 (土) ○投票時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時

#### 【新富町議会議員選挙】

○投票日：4 月 26 日 (日) ○投票時間：午前 7 時～午後 6 時 ○投票所：入場券に記載してある各投票所  
投票日に仕事や旅行等で投票できない人は、期日前投票により投票ができます。

○期日前投票所・不在者投票所：新富町保健相談センター

○投票期間：4 月 22 日 (水)～4 月 25 日 (土) ○投票時間：午前 8 時 30 分～午後 8 時

※投票の際は、必ず入場券をご持参ください。

※入場券がない場合でも、選挙権があれば投票できますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 年金

### 国民年金からのお知らせ

◆問合せ **高鍋年金事務所** ☎23-5111

**新富町役場 町民子ども課** ☎33-6071

#### 《過去 2 年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ》

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成 26 年 4 月からは、保険料の免除申請ができる対象期間が拡大され、申請時点の 2 年 1 カ月前の月分まで申請ができるようになりました。

#### ◆ご注意ください◆

◎申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

◎申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

#### 《障害年金受給等で法定免除を受けている方へ》

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成 26 年 4 月から保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまりました。

【これまで】障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていた。

【平成 26 年 4 月からは】定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまりました。また、納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになりました。

## 税金

### 軽自動車税の減免申請

#### ◆問合せ 税務課

担当：清 紀文 ☎33-6076

障がい者の方などで一定の条件を満たす方について、申請により軽自動車税が減免されることがあります。対象となる場合は、期限までに申請をしてください。

○対象となる所有者：身体や精神に障害がある方

※障がい者の方と生計同一者または常時介護者が障がい者の方の通院や通学、生業のために運転している場合も対象となります。

#### ○条件

☆1人1台限りで普通自動車を減免する場合は除きます。

☆障害等級によっては、減免されない場合があります。

○申請時に持参するもの：身障者等手帳、運転免許証、車検証、印鑑

※生計同一者及び常時介護者の方が運転している場合は、通院または通学証明書（福祉課にあります）や減免申請書が必要です。

○申請期間：3月23日（月）～4月23日（木）

## 相談

### 行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

#### ◆問合せ 総務財政課

担当：児玉洋平 ☎33-6002

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政（国・県・町）に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時：3月27日（金）午前9時30分～正午 ○場所：老人福祉センター ○相談員：高木正敏（新田新町）

## 注意

### 悪質なセールスにご注意ください！

#### ◆問合せ 宮崎県消費生活センター

☎0985-25-0999

インターネットに関する不審なセールスが確認されています。下記のようなことがありましたら、あわててパソコン等の操作をせずに、一度電話を切って、問合せ先までご連絡ください。

#### 【不審なセールスの事例】

不審なプロバイダ事業者が電話をかけてきて、「プロバイダ料金が安くなります」等、言葉巧みにパソコンの操作をさせることにより、プロバイダ情報などを書換え、他のプロバイダに強制的に変更させる。変更させられたことに気づいて、前のプロバイダに戻してくれと言うと、「高額な違約金が発生します」と言われる。

## 募集

### 手話奉仕員養成講座の受講生募集

#### ◆問合せ 社会福祉協議会

担当：谷口弘美 ☎33-4213

○受講期間：4月7日（火）から1年間 ○時間：午後7時30分～午後9時30分 ○場所：中央公民館

○テキスト代等：テキスト 3,240円 聴覚障害者ニュース（新聞）2,000円 ボランティア保険 300円

○受講料：無料

○申込方法：問合せ先までご連絡ください。

○申込期限：3月31日（火）

## 学習

### 宝くじの助成金で視聴覚用機器を整備しました！

新富町自治公民館連絡協議会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、プロジェクターやパソコン等の視聴覚用機器を購入しました。

今後は、生涯学習講座等多くの場面でこれらの視聴覚用機器を活用し、コミュニティ活動の活性化を図ってまいります。

◆問合せ 生涯学習課 担当：長友俊博 ☎33-1022



## ゴミ

### ガスボンベやスプレー缶などの出し方について

◆問合せ 環境水道課  
担当：宮本信一 ☎33-6072

最近ごみ収集の際、中のガスが残ったままのガスボンベが多数収集されました。中身の入ったガスボンベは、ごみ収集中やごみ処理施設での作業中に爆発・炎上することがあり大変危険です。ガスボンベに限らずスプレー缶やガスライターは使い切り、缶については必ず穴を開けてガスを完全に抜いてから出すようにしてください。

排出者される方は、排出した後に処理をする人がいるということを考えて、必ずルールを守って下さい。

※スプレー缶などの中身を抜くときや缶に穴をあける際は、周囲に火の気の無い風通しのよい場所で行ってください。

#### 【新富町から出された中身入りガス缶の数】

平成26年12月 171本 (西都・児湯でワースト2位)  
平成27年 1月 155本 (西都・児湯でワースト1位)  
平成27年 2月 58本 (西都・児湯でワースト2位)



他の県ではスプレー缶の爆発によりごみ収集車が全焼する事故も発生しています。ゴミ収集車が火災になると作業員の命にかかわり、周辺を巻き込んだ大規模火災につながる事もあります。火災の加害者にならないよう、缶のガス抜きを徹底をお願いします。

## 環境

### 浄化槽の法定検査の受検について(お願い)

◆問合せ 環境水道課  
担当：杉田英峻 ☎33-6072

浄化槽の法定検査は、維持管理(保守点検・清掃)と浄化槽の使用方法が適正であるかを確認するための検査です。この検査は法律で年1回の受検が義務付けられており、県の指定検査機関である(公財)宮崎県環境科学協会が実施します。

浄化槽の機能を正常に維持し、地域の水環境や豊かな自然を後世の子供たちに残すためにも重要な検査ですので、必ず受検していただきますようお願いいたします。

## 児童

### 現在の子ども医療対象者、小学校新一年生に「子ども医療費受給資格証」を送付します

◆問合せ 町民こども課  
担当：河野有希 ☎33-1293

平成27年4月から子ども医療費の助成の対象となる、小学校新一年生の世帯主の方に「子ども医療費受給資格証」(みどり色)を3月下旬頃に郵送いたします。普通郵便での発送となりますので、ご確認をお願いします。なお、子ども医療費受給資格証では、1診療報酬明細書あたり自己負担額が500円となります。

また、子ども医療費助成対象者(小中学生)世帯の世帯主の方に、受給資格証の有効期限が3月31日までとなっておりますので、新しい「子ども医療費受給資格証」(みどり色)を郵送いたします。なお、資格登録の手続きは不要ですが、現在お持ちの「乳幼児医療費受給資格証」(水色)、「子ども医療費受給資格証」(ピンク色)については、有効期限が過ぎましたら、町民こども課へ返納していただくか、破棄をお願いします。

※今回送付の「子ども医療費受給資格証」(みどり色)は4月1日受診分からお使いください。

## 人権

### 人権コーナー ～ユニバーサルデザイン～

◆問合せ 総務財政課  
担当：井下喜仁 ☎33-6002

「ユニバーサルデザイン」とは、新しいバリア(壁)が生じないように、施設、製品、サービス等を誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方です。高齢者や障害のある人に限らず、“すべての人”が使いやすいようにデザインするという考え方を取り入れた商品やサービスへの関心は高くなっています。

たとえば、シャンプーとリンスの違いがわかる刻みのついたボトル、ボタンを大きくした電化製品、多目的トイレ、入口の階段をなくし乗り降りを容易にしたノンステップバスなど、身近なものから建物まで、様々なところでユニバーサルデザインの考え方が生かされるようになってきました。

ユニバーサルデザインの考え方のようにいろんな人の立場に立って物事を考えることで、みんなで差別のない平和な社会をつくりましょう。

# 新富町乳幼児・子ども及び高校生等医療費助成制度について



新富町では、乳幼児医療及び児童生徒医療費助成制度を平成27年4月1日より一部改正することとなりました。

## 制度の概要

対象者・・・・・・・・・・\*新富町に住所を有する**高校生等まで**のお子さん

(お子さん本人が医療保険各法の被保険者、組合員または世帯主となった場合や婚姻した場合は対象となりません。)

\*通学のため学校の寮や下宿等(新富町外)に住居登録をしているが、保護者が新富町に住所を有するお子さん

助成対象期間・・・・・・・・・・出生日(転入日)～18歳到達までの最初の3月31日(転出日)まで

助成内容・・・・・・・・・・\*就学前(6歳に到達した最初の3月31日まで)

1 診療報酬明細書ごとに月額350円

\*小学生から中学生まで

1 診療報酬明細書ごとに月額500円

\*高校生等

1 診療報酬明細書ごとに月額650円

※調剤は全年齢とも、自己負担はありません。



助成する医療費・・・・・・・・・・保険診療による医療費の自己負担分

(予防接種、検診、薬の容器代・食事療養費等は対象外です。)

\*生活保護法による保護を受けている方、小児慢性疾患等の公費負担制度を受けることが可能な方は、そちらが優先されます。

## 改正点

	改正前(現在)	改正後(平成27年4月1日以降)
対象年齢	中学生(15歳に到達した最初の3月31日)まで	高校生等(18歳に到達した最初の3月31日)まで

## 申請方法

町内にお住みの対象となる保護者の皆様には申請書をお送りしております。お早めに町民こども課への書類の提出をお願いします。また、町外の寮等でお暮しのお子さんを持つ保護者の方も対象となります。該当される方は、町民こども課にお問い合わせください。

お問い合わせ 新富町役場 町民こども課 子育て支援係 TEL:0983-33-1293

